

第 4 1 回 宍粟市議会定例会会議録（第 5 号）

招集年月日 平成 2 3 年 6 月 1 3 日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6 月 1 3 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 5 日）

議 事 日 程

日程第 1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一 般 質 問

出 席 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番 岸 本 義 明 議 員	2 番 寄 川 靖 宏 議 員
3 番 木 藤 幹 雄 議 員	4 番 秋 田 裕 三 議 員
5 番 東 豊 俊 議 員	6 番 福 嶋 齊 議 員
7 番 伊 藤 一 郎 議 員	8 番 岩 蔭 昭 美 議 員
9 番 藤 原 正 憲 議 員	1 0 番 大 倉 澄 子 議 員
1 1 番 實 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 山 下 由 美 議 員	1 4 番 岡 前 治 生 議 員
1 5 番 山 根 昇 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 大 上 正 司 議 員	1 8 番 西 本 諭 議 員
1 9 番 岡 崎 久 和 議 員	2 0 番 岡 田 初 雄 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君 書 記 榎 谷 米 男 君  
書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	上 田 学 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	杉 尾 克 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君
まちづくり推進部次長	岡 崎 悦 也 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、報告いたします。

報告、地方自治法第121条の規定に基づき、本日の一般質問の追加説明員として、お手元に配付しております議長あて通知書写しのとおり、出席通知がありましたので、報告いたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） おはようございます。11番、實友でございます。議長より指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をいたしたいと思っております。

私、ようやく変声期に入りまして、少し音声が痛んでおります。お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいというふうに思います。

私は今回、3点について、お伺いをさせていただきます。

まず第1点目、地域活性化の公共交通について、お伺いをいたします。

公共交通につきましても、3月議会でも質問をさせていただきました。地域の少子高齢化が進む中、地域の衰退を懸念する声が多く聞かれます。小学校の規模適正化問題、幼保一元化問題、公共交通の廃止など、やむを得ないものではありますが、これらの諸問題も地域の衰退を助長していることは間違いありません。

ことしに入りまして、地域から出た若者が家族を連れて帰ってくるということを知り、心待ちにいたしておりましたら、山崎までは帰ってききましたが、私たちの地域までは帰ってきませんでした。これも小学校の統合問題や幼保一元化問題がささやかれており、このことが起因しているものと思われております。

また、ある老人から定期バスはいつになったら来るようになるのか。1日、朝、昼、晩の3回でも来るようにできんか。私ら夫婦みたいに車に乗れんもんはどこへも行けん、このような老人が今たくさんおられるようになっております。

小学校規模適正化問題、幼保一元化問題につきましても、今後、地域の現状等も十分考慮いただきながら進めていただきたいと思っておりますけれども、現在、実証運行

を実施されている公共交通につきましても、早期に、今のもしもしバスを1日2往復でもいいと思いますので、定期バスにしていだけないでしょうか、お伺いをいたします。

3月議会では1年間実証運行の結果を見て検討すると回答をいただきましたが、実証運行の中で定期バスをぜひお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

2点目につきましては、木材加工センターの稼働状況について、お伺いをいたします。

宍粟市に待望の木材加工センターが昨年11月に誕生いたしました。森林王国宍粟の核として稼働いただき、宍粟林業が大いに繁盛することを期待しているところでございます。稼働から約半年がたちましたが、計画どおりの稼働となっているでしょうか。

また、ゼロエミッションを掲げる宍粟市として、センターから出る木くずやパーク、おがくず等はどのように対処するよう指導されていますか。現在ではどう処理されているでしょうか、お伺いをいたします。

3点目でございますけれども、連合自治会と市の連携について、お伺いをいたします。

市長は、常に住民目線の市政を唱えられており、パブリックコメント等によって広く市民からの意見や情報を得られる手法をとっておられます。私はいいことだというふうに思っております。

また、広い市域の宍粟市にとって自治会長の存在は、地域の状況や意見を知る上で、なくてはならない存在であると思っております。もちろん、自治会長からの意見、情報は十分把握されていると思っておりますけれども、昨今の水道料金、下水道使用料の改定や幼保一元化問題等、議会に提案されるや地域自治会から反対の陳情や見直しの要望等が出されているのは、自治会等への説明が不十分なことからではないでしょうか。

先日の予算委員会で、幼保一元化について、自治会への説明について尋ねたところ、連合自治会へ説明するとしていると回答がございました。後日、私たちの地域の地区の自治会長さんにどう説明があったか尋ねたところ、そのことは私は知らない、私の知る限りでは連合自治会では説明を受けていないということでした。私たちの地域では、地区の自治会長は1年、2年、3年で交代されておるところでございます。それ以前に説明されたものというふうに思いますが、もう

少し周知を図られるべきではなかったかというふうに思います。

市の重要案件で地域等にかかわる問題は、事前に市長から地域の状況等を十分把握されている連合自治会に説明をされ、ある程度理解を得られるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。連日御苦勞さまでございます。

それでは、實友議員の質問にお答えをいたします。

連合自治会と市の連携についてであります。これにつきましては3月議会で寄川議員の質問でもお答えをいたしたところでございます。市政運営を推進するに当たって、また、地域の活動の推進、こういったことで非常に重要な組織であり、また、いろんな形での推進母体であるというふうに認識をいたしております。

このような中で、自治会との連携、あるいは協力体制につきましては、行政懇談会の共催、あるいは記念事業の共催、さらには自治会を窓口とした防災体制の構築など、主なものがございます。

そして、これらの連携・協力事業の実施、推進に当たっては、当然ながら、相互の情報の共有、あるいは意見交換などが基本となっており、出前講座、ふれあいミーティングや連合自治会役員会等を通じて、できる限り、情報提供と意見交換の場づくりに努めているところでもあります。

とりわけ、今年度から実施している自治基本条例の中でも情報共有の仕組み、あるいは参画と協働の仕組みを規定をいたしており、今、御意見がございましたように、市の重要案件で地域にかかわる問題については、連合自治会に説明し、理解を求めるべきではないかという御意見でございますが、非常に重要なことであると認識をいたしております。これらにつきましても、先ほど下水道の問題、上水道の問題、幼保一元化の問題等あったわけではありますが、出前講座の特別メニュー、こういったものをつくりながら、できるだけいろんな形で地域に出向いて、いろんな説明に積極的に取り組んでいるところでもあります。

また、この講座、比較的多くの申し込みをいただいております。自治会においても積極的にこうしたことに取り組んでいただいておりますというふうに認識をいたしております。

ちなみに、今年度、情報共有の取り組みの一環として、「宍粟市の台所事情とわ

かりやすい今年の仕事」というような冊子をつくりました。これは宍粟市の財政状況、あるいは今年度の事業、あるいは国県の事業、それから将来の財政事情、そういったものを1冊にまとめてわかりやすく説明をしたりしてきているところであります。

また、いろいろな団体等につきましても、時間の関係等もその団体、団体でありませんが、時間の許す限りでそういったことも一緒に行っているところであります。

いずれにいたしましても、これまで以上に情報の共有ということが非常に重要な課題であると考えておりますので、そうした機会づくりにできるだけ積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

その他の質問につきましては、副市長あるいは担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） もしもしバスの運行についてお答えを申し上げたいと思います。

3月議会でも御質問いただきました。現在のところ、3路線のもしもしバスについては、デマンド方式を効率的に運行するほうがいいだろうということで、そういうふうな体制をとっておりますし、一部、運行ルートを宍粟総合病院まで延長した実証運行をしているところでございます。

お答えを申し上げましたように、やはり地域公共交通活性化協議会の中で検討したいということをお答えをいたしておりました。交通会議も頻繁に開催をいたしまして、いろいろな状況も検討いたしております。特に議員おっしゃいます蔦沢路線については、全体の便数に対するニーズがあって、運行した便数が非常に高い、稼働率で見ますと54.6%ぐらいでございます。他の2路線と比べても倍以上の稼働率をいたしております。特に8時半の上ノ上発、あるいは13時30分の防災センターから蔦沢線については、非常に実質乗っていただく人数も多いわけでございます。そういうような状況もございますので、一度定期運行、一部スポットの運行だけでも定期運行のことについて、公共交通活性化協議会に検討を提議したいというふうに考えております。

しかしながら、最終的には同じ路線のエリアを営業範囲といたしますタクシー業界との調整もございまして、法律的に定めております地域公共交通会議という中で決議をいただかなければ運行の実態を変えるふうにはいきませんので、その辺も勘案しながら、今後、そういった稼働率、あるいは地域の協力体制を見ながら、定期運行についても実質的に検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

ます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、木材加工センターの稼働の状況について、お答えをさせていただきたいと思えます。

御案内のとおり、木材センターにつきましては昨年の11月7日に稼働して以来、半年が経過いたします。そのような状態の中で、取扱量は製材施設が100%稼働していない状況の中、当初予定していたほぼ計画どおりの数量を取り扱うことができしております。

特に東日本大震災によりまして、仮設住宅用のくい、ベニヤ等の需要が著しくふえたことから、製材品の間柱、筋交いについては初年度で原木取扱量年間2万3,000立米、4年後に12万6,000立米の計画であったところ、製品の乾燥の時間ですとか、加工段階でのタイムロス等を考える中、昨年の11月より稼働してます状態では、まだ全面稼働の中で原木取扱量は供用開始からことしの3月までの4カ月間の間に1万4,000立米であり、ほぼ計画どおり供用開始できたともものと考えております。

次に、木材センターからのおがくず、チップ、バーク等の搬出量についてお答えをさせていただきたいというように思えます。

まず、チップにつきましては、初年度年間6,000立米、4年後には3万3,000立米で計画しておりまして、現在、月平均1,200立米となっており、全量、県内の業者に搬出をされております。

次に、おがくずにつきましては、センター自身の搬出用の設備、それから車両の運搬用の規模等の関係から、特に効果効率等、センター自身が効率的に考えられる中、県外の業者と一括の取引となっておりますが、市内でもおがくずの供給を望まれる業者さん、さらに家畜の農家等も数多くおられます。直接それぞれの業者、農家さんに搬出できるよう、市のほうからセンターに対しても強く要望しているところでございます。

その他、バーク、端材等につきましては、場内製品乾燥機用の熱燃料として現在活用しておりまして、資源循環型施設として計画どおり推移しているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） それでは、公共交通についてから、再質問させていただき

たいというふうに思います。

ありがたいお言葉をいただきました。協議していきたいというお話でございますけれども、現在、私たちの地域の現状でございますけれども、朝、私たちの地域にある会社へ出勤される方が山崎の庄能付近から毎日通勤をされまして、ほぼ同時間で利用をされております。これは朝、早いわけです。夕方も同じ時間帯でお帰りになっております。しかし、このバスには、ほかの者は予約をしておらなければ乗ることはできません。利用されているのは通常、この時間帯は1人ないし2人というふうに思っております。このバスをこの人が利用されている時間を変えずに、以前定期バスが運行していた上ノ上まで延長していただくわけにはいかないでしょうか。そうすれば朝、夕の2回、私たちは、できれば3回というふうに思っておりますけれども、確保できるわけでございます。副市長につきましては、よく事情を知っていただいておりますというふうに思っております。前回の4月から基本的にはもう実証運行の中でしていただけるかなというふうにも期待をしておりました。ぜひ地域のほうもこのことについてお願いをせえという話がたくさんございます。できるだけいい話でいけるようお願いをしたいというふうに思います。

きょうも、先ほど言われました、朝、8時45分上ノ上発については五、六人が乗っておられました。これもできるだけ定期バスに切りかえていただくように、ひとつお願いをしたいところでございますが、もう一度御返事をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘いただきましたように、1便当たりの利用人数も他の2路線に比べて倍以上のものがあるというふうに我々も統計をとってございます。言いますように、最終的には市長の判断と、言いましたら関係利益業者の承諾も要りますので、その辺を慎重に協議をしたいということでございます。事務局といたしましては、そういった案も視野に入れて議題に上げたいという気持ちでございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） ありがとうございます。先日の大倉議員の一般質問の中で神河町のコミュニティーバスの話が出ておりました。ある区域では、停留所以外でも手を挙げればバスはとまっていただいて乗車することができる、非常にすばらしい思いやりの行政をされているというように感心をいたしました。どうか過疎地に悩む私たちでございますので、思いやりを持っていただきまして、ひとつよろしく

御協議をいただきたいというふうに思います。

次に、連合自治会との連携についての話でございますけれども、今、市長から、これからも十分に協議を重ねながら持っていくという話を聞きました。先日の幼保一元化問題、それから下水道問題と、説明はされておりますけれども、やはりその地域、千種、それから波賀の地域を重点的に説明をされた。これについては、そら理解はできるわけでございますけれども、大もとの、やはり連合自治会できちっとこの話をされて、理解を得てから議会のほうに提案をしていただくというふうな形をこれからはとっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、幼保一元化、学校規模適正化の話が出ておりますが、これについては私も古い書類を調べてみますと、平成18年ごろから学校規模適正化の説明、そしてあわせて幼保一元化の説明をされている記録がございます。そういう中で、余り議論が進んでいないということで、私自身もどうなってるんだという気がしないでもないわけではありますが、今お尋ねのことについては連合自治会で説明したというふうに発言をされておるが、自治会長に聞いてみるとそういうことがなかったというお話でございますが、これについては私、承知しておりませんので、多分説明をされておるというふうに思っておりますが、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、幼保一元化、あるいは適正化の部分でございますけれども、連合自治会への説明ということですが、基本的には平成18年からいろんな少子化対策の部分で出てきておるわけですが、特に平成21年から平成22年にかけては、例えば幼保一元化の推進計画が平成21年8月に策定しておるわけですが、それに向けまして概要説明、旧町ごとの説明、あるいは地区懇談会、あるいは行政懇談会等で説明をさせていただいておる状況でございます。そういう中で、そういう方がいらっしゃったという部分につきましては、やはり我々、説明をしておるわけですが、幾らか不十分なところがあったところもあるんじゃないかなというふうに感じております。今後、特に優先実施校区につきましてはしておるわけですが、今後とも十分説明をしながら推進を図っていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） 今、連合自治会長さんにこのこともお聞きしました。福元部長のほうからは、平成21年度に4町会議の中で説明を受けましたという話は聞かせていただいております。地区の会長さんの会長さんには伝わっておるようでございます。ところが地区まできちっとおりにないというような状態があったんではないかというふうに思います。このことにつきましては、もう結構でございます。これから、そういったことのない、地区よりも連合自治会長さんに言っていただきまして、全地域に問題が周知できる方法をとっていただきたいというふうに思います。それには、やはり市長からのお言葉がまず第一なんです。例えば、私も経験がありますけれども、職員のほうで説明しても、例えば教育長さんのほうから説明されても、そうじゃなしに、市長さんから説明をされる重さというものは全然違ってくるわけでございますので、どうかそういうような重要なものにつきましては、市長のほうから連合自治会のほうで説明をしていただきまして、提案をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この点につきましては、連合自治会あるいは地区の自治会、いろいろあるわけですが、すべてそういった説明をいたしておりますし、それから行政懇談会においても上下水道の関係、あるいは幼保一元化の関係、なぜやるのか、そういう説明も私もしてきたつもりでありますし、事実、記録を見ていただいたらそうした説明をしたということは明確であります。そういったことで、下までどこまでおりにのかということがあるわけですが、ある程度それは、それぞれの組織のこともあるのかなというふうに思います。そういったことで、できるだけ出前講座等で地域に出向いていく、そして説明をしていくと、こういったことも、先ほど申し上げましたように大事にしていきたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、實友 勉議員。

○11番（實友 勉君） それこそ先日、岸本議員から上下水道料金の改定の市長の見通しについて、お聞きになりました。そして、市長はその答弁の中で、一度には行かないだろうというふうに思っていたという答弁がございました。私は、提案をされる以上、やはり100%議案が通るということを自信を持って市長が提案されるべきではないかというふうに思います。そういったところで、市長はやっぱりリーダーシップを発揮していただきまして、100%通るものと自信を持って今後は提案していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 物事にはいろんな形がございます。下から積み上げてくるやり方もあります。それから、今回の問題等については5年間ほったらかしてあったわけですから、まず、議会でもって議論を深めていく、そのことが必要ではないかと。ものによっては下から上げていく、こういう方法も必要でありますし、料金等の問題については、やはり議会で十分な審議が必要である。そういうことで、私は議会の審議権ということも含めて提案をしたわけであります。

そうした中で、一度では到底それは無理だろうということで、一定の継続ということは私も考えておった。しかしながら、こないだ岸本議員の質問にお答えしましたように、二度三度、そしてその議論が全く初めから終わりまで一緒の議論であった。私の期待は、むしろそうでなしに、これは確かに仕方がない、やらなきゃならないという理解の上で、じゃあこうしたらどうですか、条例はこういうふうに改正していったらどうですかとか、あるいは弱者救済に対してこういうふうにしたらどうですかと。こういうことを私はむしろ議会の審議の中でやっていただいて、そして提言としていただけると、そういう期待を持っておったわけですが、そういうことがなかったということは、私は非常に残念に思っております。

○議長（岡田初雄君） 終わりますか。

以上で、11番、實友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 9番、藤原でございます。通告しております大きく3点につきまして、質問いたします。

ここまでの同僚議員の質問といわゆる重複した部分もありますが、少し視点を変えながら、あるいは私の思いも加味しながら質問をいたしたいと思えます。

本市面積の90%を山林が占めております。約5万9,000ヘクタール。そのうち、宍粟市が所有している面積は、約43平方キロメートルということで、ヘクに直しますと、4,300ヘクタールでございます。なお、立木の推定蓄積量は125万8,000立米ということで、これは平成21年度決算書による数値でございます。昔であれば大変な資産であったと思いますが、残念ながら、現在は資産価値が低い中で、一方その、民有林の人工林率は約73%、そのうちの半分以上、60%というのが間伐が必要となっております。

また、年間の素材生産量は6万7,000立米ということでございます。本市は森のゼロエミッション構想、そしてバイオマスタウン構想と、また、地球温暖化防止など、環境施策には本当に先進的な取り組みをなされていると、私はこのように思う

わけでございます。急峻な地形を利用した小型水力発電など、ないものねだりではなく、今ある資産、資源を、価値が低い中ですが、最大限に利活用することが特に私は必要と思います。農業同様、林業版、そしてエネルギー版の地産地消、自給自足を図らなければと思います。

そんな状況を踏まえて質問をいたしたいと思います。

まず1点目の林業振興についてでございますけれども、先ほど、實友議員からも質問がありました。一部重複しておりますが、よろしく願いをいたします。

兵庫木材センターが竣工して6カ月が過ぎました。この木材センターには本市の林業再生に向けて、大変大きな期待をしておりますし、運営の成否には市の命運がかかっていると言っても言い過ぎではない、このように思います。計画によりますと、1年目は総取扱量2万3,000立米ということで、先ほど担当部長のほうから説明がありましたとおり、まあまあ順調に、予定どおり行っているということ、これは答弁をいただきました。しかし、平成26年度には、先ほども出ておりましたけども、12万6,000立米というような計画になっております。先ほど言いました年間の素材生産量が約6万7,000ということで、半分程度であるんですけども、この辺の供給体制について、今後の取り扱いの説明をしていただきたいと思います。

それから、次に2点目の、自然エネルギーの利用について、質問をいたします。

低炭素社会の実現に向けた太陽光、水力、そして風力などの自然エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進とともに、本市の最大の資源である木質バイオマス資源のエネルギー活用に取り組むことが重要であると思います。本市には水力発電も多くありまして、伊藤議員の答弁にありましたが、水力で1万500キロワットアワーの発電で、市内の大体3割程度が賄われているとのことでした。私はもうちょっと高いのかなと思っていましたけども、30%程度ということ。国のほうでも太陽光発電等、より推進していくとのこと、環境施策の先進地として、財政、大変厳しい中ではありますが、何か思い切った施策が必要だと、私は常々思っております。間伐材等の有効利用を図るため、ペレットストーブやまきストーブ、そして木質ペレット等の燃料製造施設導入の補助が平成23年度に予算計上されております。ストーブ導入とあわせ、燃料製造施設も早急に取り組みまして、先ほども言いましたように、農業と同様の林業版の地産地消を図るべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、急峻な地形を利用した小型水力発電の農地ののり面を利用した太陽光発電への導入補助の拡大を図れないかについては、同僚議員の質問に対しまして、市長

からも答弁がありました。太陽光発電の設置率は、しかし、その中で1.8%程度と  
のことをごさいました。大変私は先進的な取り組みをされている市にしては普及率  
が低いんじゃないかなと、このように思います。確かに調べてみますと、市の補助  
金は他市町より高い、優遇されておりますけども、普及率が低いということで、い  
わゆるイニシャルコストが高いなどによって普及が進んでいないのではないかなと、  
このように思っております。そこで1キロ当たり7万円の補助で、最高28万円で市  
の補助があるわけですけども、4キロのソーラー発電機を設置した場合、いわゆる  
何年ぐらいでペイができるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

次に、3点目のごみの減量化について、質問をいたします。

宍粟市はごみの減量化など、5R運動の推進と生ごみ処理機の助成、そしてまた  
集団回収奨励金など、ごみの減量化に取り組んでおりますが、宍粟環境事務組合の  
負担金とごみの、いわゆる収集委託料、これを市民1人当たりで割りますと、年間  
に1人当たり1万7,000円の負担が必要となっております。大変、私はぜいたくなと言  
うんですか、無駄なことではないかなと、このように思っております。キロ当たり、  
この直接的な費用だけでも67円ぐらいかかっているのかな、このように思うわけです。

そこで、平成25年度から稼働するにせよ循環型施設では、現在の分別7品目  
から17品目へと細分化の予定であります。この平成23年度に周知徹底をして、平成  
24年度から、いわゆる試行するとのことですが、分別への協力にあわせ、私は先ほ  
ど言いましたように、ごみ自体の減量化というのに特に取り組む必要があると、こ  
のように思います。

そこで、平成25年度から分別方法は変わりますが、それ以外の収集方法、あるい  
はこれ料金と言うんですか、今、ごみの袋代ということですけども、こういう変  
更はないのか、お尋ねいたします。

以上、大きく3点について答弁を求めます。再質問はまた自席からいたします。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、藤原議員の質問にお答えをいたします。

質問でいただいておりますのに、「計画どおり供給できないと思うが、今後の取  
り組みについて」ということが述べられておりますが、こういう題目でなしに、  
「計画どおり供給しなければならないと思うが」というふうに質問していただいた  
ら、私は非常にありがたいなというふうに思っておるところであります。初めから  
やれないんじゃないかということではちょっと残念かなというふうに思います。

まず、林業振興についてであります。木材センターが稼働し半年経過をいたしますが、取扱量は当初予定したほぼ計画どおりの数量を取り扱うことができいております。経営については初年度、平成22年11月から平成23年3月につきましては、先ほど説明がありましたが、製材機械等の運転から80%の稼働の中で、原木取扱量は計画どおり良好な推移をもってスタートしているということで、先ほど部長が申し上げたとおりであります。

なお、この施設は稼働を始めてから3年目で単年度収支が黒字になると財務分析を行っておりましたが、当初計画では4年で12万6,000立米の取扱量を2年前倒しをいたしまして、達成できる計画に見直しがされたところでもあります。

兵庫木材センターの稼働に伴いまして、素材生産量の急増が見込まれており、市内だけではその供給が困難であります。県内に多く存在している未整備森林の利用間伐の供給もあわせて進めることも重要な課題となってきました。このため、県を初め素材業者の方や森林所有者の方、森林組合等森林林業関係機関と生産性の向上などについて調整を図り、素材の安定供給を推進するシステムづくりを進めるための西播磨地域木材安定供給協議会、これが今、設立をされておまして、関係機関共通課題として取り組めるものというふうに考えております。

市におきましても、素材の安定供給体制の確立に向けて、森林団地化の促進、低コスト団地の形成、路網整備など、成熟期にある森林を最大限活用できるよう努めているところであります。

次に、自然エネルギーの利用についてであります。本市におきましては、平成19年に策定をいたしました森のゼロエミッション構想によりまして、自然エネルギーやバイオマスエネルギーの導入を図ってまいりました。さらに、本年3月に策定をいたしました環境基本計画アクションプランに基づきまして、太陽光発電や木質バイオマスエネルギー、小水力発電の導入を積極的に推進していることといたしております。

木質ペレットにつきましては、これまで公共施設へのストーブの設置と一宮温泉まほろばの湯へボイラーを設置してきたところでありますが、こうした市の動きを受けまして、市内の民間業者がペレット燃料製造設備等に着手をされまして、年内の完成を目指して整備を進められているところであります。

次に、小水力発電は一般的には1万キロワット未満の水力発電を指すわけですが、自然環境保全の見地から新たなダムや大規模な設備をつくることは困難であると、そういう状況にもなっているわけでもあります。現在は溪流の落差、あ

るいは農業用水を活用した100キロ未満のマイクロ水力発電が注目をされているところでもあります。本市におきましても、昨年度から実現可能性に向けた現地調査や研修会を実施いたしているところでもあります。

次に、太陽光発電の導入拡大につきましては、最近メガソーラー発電の建設計画などが報道をされているところでもあります。宍粟市におきましては、土地利用計画といったことも勘案しながら検討していかなければならない課題というふうに考えております。

次に、太陽光発電導入補助金につきましては、平成22年度より市単独の補助制度を設けて、こないだの一般質問でもお答えいたしましたように、県下では最高額を補助しており、現状では補助の拡大は考えておりません。ただ、国県の動向、そういったことを見きわめながら、検討する必要があるだろうというふうに考えているところでもあります。

それから、4キロワットの太陽光発電について、どれだけの償還期限が要するのかということではありますが、これを担当のほうから申し上げます。

それから、分別収集につきましても、担当のほうからお答えをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 私のほうからは、大きくごみの減量化について、その中で平成25年度から分別は変わりますが、それ以外の収集方法、あるいは料金について変更はありませんかという質問にお答えいたします。

本年度、自治会、環境保全協議会及び一般公募者によります構成で、ごみ新分別収集計画検討委員会を設立しております。委員の皆様には平成24年度から実施します試験運行に向けたごみステーションでのごみの出し方、ごみの分別方法、収集サイクル等について検討していただいております。

具体的には、資源ごみの収集を袋収集するのかとか、コンテナ収集するのかといったような関係を検討していただいております。今後、検討委員会、自治会等の説明会で市民の皆様の意見を聞きながら、新分別収集計画に反映し、市民の皆様がリサイクルしやすい環境づくりをつくっていきたいと考えております。

あわせて、生ごみ減量化や集団回収の推進、店舗回収の協力要請等々、検討していきたいと考えております。

市民の皆様一人一人にごみの減量化に対する意識を持っていただき実践していた

だくことが、コスト削減、環境保全につながることを理解していただき、ごみ減量化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 太陽光の4キロワットの発電能力で償却期間はどれほどかというふうな御質問でございますけども、私どもが試算いたしますと、10年ないし15年というふうに見ております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、再質問いたします。

それでは、1点目の林業振興についてでございますけども、先ほどもう市長のほうから森林組合なり、あるいは素材業者、あるいはまた広域的な対応をするということでございますが、何といたしまして、山元に、山林の所有者にお金が入らないということになると、やっぱりほったらかしになる可能性があるのかな。それともう一つは、やっぱり林業はあかん、あかんってそれがマイナスばかりに働いていってるんじゃないかな。そうでなしに、プラス思考で頑張っていけないけん、有効利用していかなきゃいけん、そういうことを特に市が率先してリーダーシップをとっていただきたいなど、このように思います。

先ほど市の山林が4,300ヘクタールと申し上げましたけれども、これを波賀町の山林の評価並みで計算しますと、固定資産税が約2,000万円前後、税金がかかるのかなと思います。これは大変高額な税金でございます、市は非課税でございますけれども、生産森林組合にとっても、あるいは個人にとっても、かなり大きな固定資産税の負担になるのかな、このように思うわけでございます。やはりこういうことで、個人の所有だから、個人の財産だからほっといたらええというのでなしに、やはりこれにきっちり対応していかないと、だんだん山は荒れていくし、ほったらかしになる。そしてまた、皆伐してもあとの植林と言いますか、そういうことができない、ひいてはまた固定資産税の滞納にもつながると、そういう悪循環になったら大変なことであろうと思います。どうか市のほうで、その辺のリーダーシップをとっていただきたい。先ほどもいろいろ林業経営で、基盤整備であるとか、いわゆる団地化であるとか、路網整備等々のことがありましたけども、やっぱり宍粟市個人の山林を見た場合に、5町以下言うんですか、5ヘクタール以下の山林所有者がほとんどではないかな、このように思っております。それだけに、やっぱりそうい

う人も含め、やられとんはわかつとんやけども、一、私も山林所有者として、団地化はどうだというような話があったこともない、広報とかそういう情報では知ってますけども、なかなか森林組合にしてもそこまで取り組みがなされていない、見えてこない、そういうような気がするわけでございます。その辺、もう少し、リーダーシップをとっていうんですか、具体的に、今からこう進めていくんだというようなことを担当部長のほうでわかったら答弁していただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

数制的なことにつきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございますが、今、市内では木材の自然増加が年間で約26万7,000立米ございます。この材をいかにうまく、上手に使うかということが近々の課題でございますが、先ほど言われましたように、林業従事者の高齢化ですとか、木材価格の低迷等で一部公的な資金を入れなければ、なかなか今、山に手が入らないという状況に入ってることも事実でございます。その中で、具体的には今、考えてますのは、先ほど市長の答弁でもありましたように、まず、小規模の所有者も含めましての団地化の推進ということで、さらに進めていきたいというふうに考えております。従来でしたら属地の団地化ということを進めておったわけでございますが、昨年年度末から平成23年度にかけてまして、属人協定ということで、所有者による協定ということも今、具体的には考えておるところでございます。

さらに、国のほうの長期林業プランの中に搬出間伐ということに重点を置かれてきております。搬出間伐の促進、それから索道による、それぞれ補助の上乗せ等々も含めまして、何とか今、具体的に申し上げましたら、年間で2,000ヘクタール程度の間伐を行っておるわけでございますが、現実的には20%程度しか搬出されておられません。この部分を何とか40%なり50%搬出できることによりまして、先ほど議員が御指摘のとおり、山元に利益が還元されるなり、また安定的な供給が図れるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後、森林組合、また、市のほうも積極的にリーダーシップをとって森林所有者に対して、啓蒙なり、制度の周知を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、自然エネルギーにつきましてはですけども、先ほど、部長のほうから10ないし15年ぐらいでペイ、償還できるというような話でございま

したが、私はこれ、できたら10年ぐらいでペイできるような補助と言いますか、していただいて、きっちり1.8%というような低い設置率ではなく、せめて、30、40ぐらい行くようにPRと言いますか、周知徹底をしていただくことが、いわゆるこれから未来にこの美しい地球を引き継ぐという、現代に生きる我々はこれが一番大きな責務であると、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。これは答弁よろしいですけども。

3点目のごみの減量化ですけども、岸本部長が前美化センターの局長であったというようなことで、ちょっとこれ、美化センターの話じゃないかというようなことになるかもしれませんが、細かいところを、ちょっと質問させていただきたいと思います。

分別方法、あるいはそれ以外にも大きな変更はないと言いますか、今から検討委員会等で方法なり、検討されるということになりました。私、この17分別になると大変だなと思うんですけども、ごみ袋も、今の状態やったら17種類要るんだろうかなと思ったりしておるんですけども、冒頭にも言いましたように、ごみ処理には、本当に多額の費用が、税金がかかっているということをきっちり説明していただきたい。そのために、私は値上げせえというわけじゃないんですけども、そういう認識を高めてもらうために、やはりこの、今、ごみ袋、20枚が500円かいね、1枚25円ぐらいで販売されておると思うんですけども、その費用についても若干この改定いうんですか、してはどうかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） お答えさせていただきます。

現在、確実に決まっておりますのは、今やっております7分別から17分別に変わるというところでございます。この7分別のごみをどういう収集に持っていくかという収集体系について今、御検討をいただいているところでございます。

ごみは確かに処理費用、かなりかかっております。議員が御指摘の数字かなというふうにも思っております。確かに多額でございます。こういったことを市民の方に負担していただいているというあれはないんですが、回り回って、やはりこれも税金でございます。議員が言われるように、一人一人のごみ減量化に努める意識、このことがコスト削減につながりますので、今後とも啓発をしていきたいというふうに考えております。

それと、今、袋収集にするのかコンテナ収集にするのかというところで、検討委員会のほうで御検討いただいております。袋収集ということになりますと、当然、

袋を、今7分別が17分別になりますので、当然袋の数がふえていく、ただ、そんなに袋、いっぱいつくるといふわけにもいきませんので、案としては、今、山崎がつくっております袋、缶と瓶というような感じで、必要に応じてチェックを入れて使い分ける、そういったこともできるのかなというふうに、今、検討中でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 実際、このごみにつきましては、家庭言うんか、自家処理と言うんですか、ふろのたきつけに使ったり、あるいは生ごみであれば畑へ入れたり、あるいは中には生ごみ処理機を購入して減量化に努められている人があると。一方では何ぼでも無制限にごみを出しているという、その辺の応分の負担と言うんですか。で、私はごみ袋のことをそういう意味からも、減量を図るために改定したらどうかということ、今ちょっと申し上げたわけでございます。

これ皆様、御存じのとおりですけれども、徳島県上勝町、これ葉っぱビジネスということで有名な町です。人口が何か2,000人ぐらいやと聞いとんですけども、ここは2020年までにごみのゼロ宣言、ごみを出さない、廃棄処分しない、埋め立てしないということで、今、取り組まれております。宍粟市もどこかの自治会をモデル地区としてそういう取り組みができたらと思うわけでございます。これはいいんですけども。

そこで、私ちょっと確認したいんですけども、事業用のごみというのがあるんですけども、これは廃棄物の処理あるいは搬送と言うんですか、清掃条例の中で、いわゆる事業主の責任で処理しなければならないというような、条例でそういう決まりがあるんですけども、ここで私もいわゆる事業用のごみは、だから事業主が直接美化センターに持っていくと。その持っていった場合には、10キロが60円ですか、で、別途使用料を払うと、処理料を払うというような仕組みになっておると聞いております。これは問題ないと言いますか、この10キロ60円というのもちょっと私はひっかかるわけですけども、今、大体家庭用のごみが1袋、大体私は2キロか3キロぐらいで出しよってんじゃないかな。ということは、10キロということになると、袋が二つ、三つ、要るということで、10キロ当たり直すと、個人は75円から80円ぐらいの負担をしておるということで、これ何じゃ、優遇されとんじゃないかなと逆に思いますし、また、事業主がまちなかの食堂でもいいんですけども、事業主がそういう産廃業者に収集を委託している場合に、一般ごみと事業用ごみがどっかでまざってしまわへんのかなというふうな気がしております。その辺のチェックが

されているのかどうか。

それから、また一般収集ごみの中に、今言うた事業用ごみがまざって処理されている恐れがあるんじゃないかなというような気がするわけなんです。というのは、やっぱり正直に産廃業者に頼んで月、たしか1万円か1万5,000円要るらしいんですけれども、出している小さな大衆食堂もありますし、そうかと思うとそうじゃないもんがあるんじゃないかなと。これは私は確認をしたわけじゃありませんけども、何かその入り口の部分で、えらい公平性がとれとんじゃないかなというような気がいたします。この辺、ちょっと2点ほどですけども、答弁お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） お答えさせていただきます。

まず、産廃収集業者が事業系のごみを収集するという事は、原則的にはございません。宍粟市の場合、許可は持っておられたとしても、あくまでもそれは収集というところがありますし、それから事業系でも産廃と、それから一廃とがございませぬ。美化センターに持ってこられるのは必ずもう一廃という、事業系でも一廃の部分で収集しております。ですから、産廃の業者の方がということはないんですが、そういったことでごっちゃになることは、美化センターのほうではございません。

それと事業系のごみ、事業主で処理されるということが大原則なんですけど、やはり自分で事業しながら搬出するというのはなかなかできませんので、収集業者、搬送業者のほうに委託されているということがほとんどかなと思います。先ほど議員も言われましたように、10キロ60円で収集手数料をいただいております。なおかつその袋もどの袋でもというわけではなくて、今、市販されている袋というのが大原則でございます。ですから、収集10キロ60円と袋代を負担していただいているという部分で今、事業系と一般ごみ、区分しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） そういうことはないと思ったんですけども、ほんまに自分の個人の名前変えてそこのごみステーションに持っていった場合には、その収集業者の方は、そら多分そこまでチェックようされんと思うんです。で、持って帰られるようなことがあるんじゃないかなと思って申し上げたわけでございます。先ほども言いましたけど、前、美化センターの局長をされておったということで、ちょっと細かいと言いますか、突っ込んだ質問になったわけですけども、何といたしましても、最初に戻りますけれども、ごみの減量化というのはほんまに日本人と言いま

すか、ぜいたくな、ほんまに話だと思えます。大変残念なお金、無駄なお金であると、私はこのように思うばかりでございます。この平成25年度からのいわゆる西播磨の循環型施設の開業といえますか、開設に向けて、その辺をきっちり市民の方と一緒に頑張っていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（岡田初雄君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○議長（岡田初雄君）　市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君）　先ほど、藤原議員の最後の質問に際しまして、適切な答弁しておりませんでしたので、再度答えさせていただきます。

減量化しなければならないということにつきましては、最大限、減量化に向けた取り組みに努力していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それと、質疑の中で袋代のやりとりをさせていただいたと思えますけれども、このことでごみが有料化というふうにもしかしたら思われたんではないかなというふうに私自身思いましたので、ちょっと補足させていただこうかなと思ひまして、答弁させていただきます。

袋代につきましてはたしかにいただいておりますけれども、これにつきましては、ごみの減量化等に使っておりますので、ごみ処理に関しましては一般家庭の負担はいただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君）　以上で、9番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

続いて、13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君）　13番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、し尿処理不正問題について、質問を行います。

し尿処理委託業者の水増し請求は明らかであり、多くの市民が被害をこうむっております。しかし、先日、再び不起訴処分となりました。田路市長も今回の不起訴

処分については、市の主張及び検察審査会の議決が認められず、残念な結果であると受けとめておりますとコメントしておられますが、検察審査会の審査を終了させることのないように、考えていくべきではないでしょうか。

また、新証拠を添付して、新たに告発することも可能であると考えますが、いかがでしょうか。

次、し尿処理問題の2番目で、旧し尿くみ取り券を不正に所持して、くみ取り委託業者に売りに行った元職員の行為は犯罪ではないのか。告発しないのか。

続きまして、外出支援サービス事業について質問を行います。

外出支援サービス事業にこれから申します改善を望みますが、いかがでしょうか。

まず、第1番目に利用料の引き下げ、利用しやすい料金に引き下げる。

2番目に、運行範囲の拡大、買い物を入れる。市外も姫路まで利用できるようにする。

3番目に、運行日及び運行時間の変更。日曜、祝日を利用可能にする。運行時間を延長する。

4番目、利用申し込み方法の変更。現在は事前予約となっておりますが、急な利用が必要な場合もあるので、そのようなときにも利用できるようにする。

続きまして、5番目ですが、利用対象者の拡大。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は利用できるようにする。75歳以上の高齢者は利用できるようにする。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山下議員の質問にお答えをいたします。

まず、外出支援サービス事業についてであります。利用料の引き下げ、運行範囲の拡大、運行日及び運行時間の変更、利用対象者の拡大ということでございますが、それぞれ関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

福祉サービスは利用者負担が低く、より多くの方に御提供ができ、しかも利用の時間帯は広いほど利用される方々に歓迎される場所ではございます。しかしながら、障がいをお持ちの方等の福祉や公共交通、そして財政負担などを総合的に検討する必要がございます。現状では、これ以上の制度改正というのは非常に困難であるということをお理解いただきたいというふうに思います。

また、事前申し込みとなっていることについての質問でございますが、事業者は

事前申し込みにより配車計画を行っているところであります。このことによりまして、利用される方の希望に添える形で利用が可能になっているものと考えます。そういったことで、原則、事前予約制度をとっているということでございます。

他の問題につきましては、担当のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部次長、岡崎悦也君。

○まちづくり推進部次長（岡崎悦也君） 私のほうからは、し尿券の問題につきまして、元特命チームのリーダーという立場でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の再度の検察審査会への申し立てはできないかという御質問でございますが、御案内のとおり、検察審査会の議決が不起訴不当でございます。そしてこれを受けて、検察の判断が前回と同様、不起訴というふうになってございます。そういったことから、再度の申し立てというものについては困難であろうというふうに考えております。

それからまた、新たな証拠を添付すれば告発は可能ではないかという御質問でございますが、告発につきましては、そういう犯罪行為を確認をされた方、どなたでも告発というものができるというふうになっておるようでございます。しかしながら、本市といたしましては、本件につきましては、議員からいただきました情報提供者宅の現地調査など、市としてはできる限りの対応と、そして検察審査会への申し立てなど、市といたしましては、繰り返しになりますが、できる限りの手続は行ったというふうに考えております。

次に、元職員についての御質問でございますが、これまでも御説明申し上げましたように、当該職員が不正にし尿券を所持していたという事実は、市としては確認をしておりますので、私の立場として、犯罪に当たるかどうかということをお述べるのは適切ではないというふうに考えております。

このような中での御指摘の告発についても、非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど検察審査会に再度の不服申し立てがすることができないと言われたんですけれども、それは検察審査会法第41条第8項に基づいて言われたと思っております。検察審査会法第2条第3項に基づいてはどうなりますか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部次長、岡崎悦也君。

○まちづくり推進部次長（岡崎悦也君） 少し今、法文がすぐに出てきませんが、検察審査会の規定では、同一、たしか2009年の5月の改正で、それまでは審査会に対しては不服申し立てが何回もできるという制度であったようでございます。2009年5月の改正以降につきましては、今回の場合と同様に、1回目の処分が不起訴で、その処分内容が嫌疑不十分でございました。一部不起訴不当の審査会の議決を得て、今回、検察として同じく不起訴、同様の理由で不起訴というふうになってございます。こうした前回と同じ理由で不起訴になった場合には、検察審査会への申し立てという道が閉ざされるというふうには、私は理解をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私も、それは検察審査会法第41条の第8項により理解はしております。私が先ほど申しましたのは、検察審査会法第2条第3項のことを申ししておるんです。この検察審査会法第2条第3項には、申し立てはできないけれども、検察審査会自身のみずから知り得た資料に基づき、過半数による議決によって職権で審査を行うことができるというふうには書いてあります。このようなこともいろいろと調べて、市民のためにこの審査を終わらせないように努力するべきではありませんか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部次長、岡崎悦也君。

○まちづくり推進部次長（岡崎悦也君） 御指摘の条文、検察審査会法第2条第3項、検察審査会自身のみずから知り得た資料に基づき、過半数による議決によって職権で審査を行うことができるという規定だというふうに理解をいたしております。この部分につきましては、あくまで検察審査会自身にと、みずからの職権によってという規定でございますので、そこに関しまして告発人として何ができるかということとは、議員御指摘のように検討していく必要はあろうかなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そちらもあきらめずに検討していただきたいと思います。

また、私はこのし尿水増し問題は、市民に非常に大きな被害を与えておりますので、あきらめてはならない問題だと思っております。再度、新しい証拠をつけて、新たに告発をするべきです。

不正委託業者に対する今回行っておりました市の告発は、平成20年6月から8月までの3カ月間のみのものであります。この不正委託業者も、その時期、ガソリン代が非常に高くなったのでこんなことをしてしまったというふうに弁

明しております。しかし、ここに新たな証拠があるのですが、平成17年から平成20年までの4年間のし尿くみ取り領収書が保存されているわけですが、その領収書に基づいて、特命チームが実際に便槽からふん尿をすべて抜いて便槽に入る量を調査いたしましたら、満杯でも340リットルしか入りませんでした。その便槽から領収書を見てみますと、660リットルもくみ取ったことになっている事実があります。4年間で21枚の領収書が保存されておりますが、すべて水増し請求されております。平均いたしますと、1回のくみ取りでだまし取られた金額は2,230円となっております。

そこで、ここに当局から以前いただいた資料があるんですが、不正くみ取り委託業者のくみ取り件数の資料です。平成17年度から平成20年度までの4年間の不正くみ取り業者のくみ取り件数が書いてあります。平成17年度は2,239件、平成18年度は1,971件、平成19年度は1,705件、平成20年度は1,800件、下水道が普及してくみ取り件数がどんどん減少してきてはおりますが、かなりの数であります。この4年間で、6,923件のくみ取りをこの不正業者が行っております。これを1回のくみ取りでだまし取られた金額2,230円、この金額よりも少ない人も多い人もあると思いますけれども、これを掛けますと、この4年間で1,543万8,290円ものお金を市民の方がだまし取られておられます。

また、この不正くみ取り委託業者がし尿くみ取り業務を開始したのは、昭和55年であります。このし尿くみ取り委託業者が業務を終了せざるを得なかった2008年10月まで28年間くみ取りを行っております。いつからこのような水増し請求が始まったのかははっきりとしませんが、本当にたくさんのお金を市民がだまし取られております。

私は、このことは絶対に許せないと思いますし、行政としてもほっておけない問題であると思います。市民のことを本当に考えていけば、また、行政の責任を果たすということで、真相解明の熱意があれば、再告発は可能であると思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部次長、岡崎悦也君。

○まちづくり推進部次長（岡崎悦也君） 先ほどもお答えをさせていただきました。それから市といたしましても、この間、この課題については大きな課題、市民の行政に対する信頼を失う根幹と言いますか、大きな課題であるというふうに考えました。そして、先ほど3カ月では少ないという御指摘でございましたが、やはり一定の期間で調査をさせていただいた事実をもちまして、市といたしましては告発をさ

せていただきました。このことは、言いかえれば、やはり市は警察権力のような捜査権限がございません。そういったことから、やはり告発という手段によって事実を解明していただきたいと、こんな思いからしてきたところでございます。

それから、その部分につきましては、やはり当時の判断としては誤りではなかったというふうには私自身も思っております。それから、新たな告発の部分につきましても、先ほど来、申し上げていますように、同じ案件で、市が同一に、被害者を別に証拠書類をつけて同じ案件で告発ができるかということにつきましては、私もちょっと法の専門家じゃございませんので検討する必要があるかと思いますが、この間、逐次御報告もさせていただきましたように、検察審査会への申し立てなども、私自身は市としてできる限りの対応をしてきたというふうに感じております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど申しましたように、まだまだ新たに告発できる可能性が残されておりますので、告発を考えてもらいたいと、そのように思います。そうでないと、行政の信頼は戻ってこないということをよく考えておいてほしいと思います。市長、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、担当のほうで申しましたように、新たな事実等、そういったものがございましたら、また違った展開になるのかな、そんなことも考えるところでありますし、私自身、この審査法に基づいて再審査要求をしたわけですが、こうした結果になったということは非常に残念であるし、何かすっきりしないというふうに思っております。そういったことで、そうした事実等があれば、今後ともまた検討しなければというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続きまして、不正に券を持ち出してくみ取り委託業者に売りに行きました元職員の問題について再質問をさせていただきます。

平成17年の4月に事務組合の元職員が委託くみ取り業者の事務所に直接出向いて、旧し尿券を「何ぼでもあるから買ってくれ」というふうに言いました。この委託業者は、すぐにおかしいなと不審に気づいて買われませんでした。この元職員は平成20年6月に設置されました白谷市長時代でございますが、このときに設置されましたし尿券調査委員会の事情聴取でこのように答えたと、し尿券調査委員会の報告書に記録が残っております。平成16年の春に山崎クリーンに職員より受け取った券、200枚を売りにいったのは事実であるが、山崎クリーンが買わないと言ったので、

券を持っていても仕方がないので、券は捨てたと答えた。この事情聴取には岩崎副市長が立ち会っておられましたが、これで正しいのですね、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私ともう1名と、姫路市の人事担当者も立ち会っていただきましたし、そのような記録だと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 不正に入手した券を業者に直接売りに行って、そして不審に思った委託業者が買わなかったから券を捨てた、金券を捨てたということです。田路市長にお尋ねいたしますが、これは犯罪行為ではないですか。田路市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 確かに今おっしゃるように、金券ですから、捨てるということはおかしいなという気はいたします。しかし、調査委員会なり、あるいは警察等の調べにつきましては、そうした不正に取得したか、あるいはだれかにもらったか、あるいは家で買っておったものかということが確定がされておらないということでございます。そういったところで告発というのは、よほど裏づけがなければできないということもございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど市長もおかしいなと思うというふうに答えられました。そこで、市長は大学の法学部出身でございますから、法律のことはほんとに詳しいなと思うので、私なぞが申し上げるのはちょっと悪いかなというふうに感じるんですけども、刑事訴訟法第239条の2項に、国家公務員または地方公務員は、その職務を行うことにより、犯罪があると考えるときは告発をしなければならないというふうにあります。これについて、市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 法学部出身ですけれども、法の専門家ではありませんので誤解のないように、ひとつお願いしたいと思います。

今、おっしゃられたことなんですが、先ほど申し上げましたように、確たる証拠がないということでもあります。それに先立ちまして、先ほど申し上げましたようにいろんな調査がされておりますが、なかなかその辺がきちっとしてないと。告発ということになりまして、もし違っておった場合、いろんなことがございます。そういったことで、何か新しいそういった事実が出てくれば別ですが、なかなか難しい

問題であるのかなというふうに認識をしてございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 特にこの問題についてなんですけれども、特にこの問題は死人に口なしで終わらせようとしたのではないかと考えられる経過があって、そのために深く傷ついておられる方たちがおられます。田路市長は、この件に関してどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題については、以前からも何回もお答え申し上げておりますように、こうしたことによって金額に多少の差はあったとしても、非常に残念なことでもありますし、こうしたことを解明したいということで検察審査会に不服申し立てもしたところであります。しかし、ああいう結果で、非常に残念であるというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もう一度お尋ねするんですけれども、死人に口なしで終わらせようとしたので、だから、その御家族の方が非常に深く傷ついておられます。そのことについて、田路市長はどのように考えておられるのか、それをお答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） だれからかもらったという話のことでしょうか。それが死人に口なしであったのかどうかということもはっきりしないわけでありまして。また、亡くなられた方の奥さんの立場というのも残念ではないかというふうにも思いますが、何せ、そういった証拠がないということでございますので。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私が思いますのは、やはり今の市長のお答えで、やはりこの問題ははっきりさせなければならないと思います。亡くなられた人は、もうどう証明しようにも証明しようがないじゃないですか。それを記者会見で、券を渡した人は既に亡くなられたというような人権を侵害するような軽はずみな発言をされた副市長に、私は非常に怒りを感じます。そしてまた、それがあからこそ、この問題ははっきりしなければならないと思うので、実際にし尿券が盗まれていたことも確かなので、間違っているということもないと思います。市長は責任を持って告発すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 気持ちとしては私も同じ気持ちであります。先ほど申し上げましたように、確たる証拠がなければなかなかこれは難しい課題であると。今後においてもそうしたものが出来れば、これは別でございますので、それはそれなりに対処したいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） では、余り時間がありませんので、外出支援サービス事業について、再質問をさせていただきます。

まず最初に、この利用料の引き下げということなんですけれども、外出支援サービスを利用されている方は障がいのある方や高齢により外出が困難になられた方たちであり、障害年金の方や国民年金の方が大多数だと私は思います。経済的な問題で外出を控える、そのような人をなくす必要があると思えます。

現在、各市民局管内で利用する場合、往復500円、各管内を超えて利用する場合、往復1,000円となっております。私はこれは高過ぎるのではないかと思えます。

旧山崎町時代の外出支援サービスは、料金が5キロメートル未満は往復200円、片道100円と利用しやすく、旧山崎町民で外出支援サービスを利用しておられる方の7割が、この片道100円、往復200円で利用しておられました。私は千種町や波賀町、一宮町から山崎町内の病院へ来られる方も、必要であるから来られるわけだから、往復200円、片道100円にするべきであると思えます。

また、現在宍粟市の外出支援サービスは、宍粟市の公共交通の役割も果たしております。たつの市や赤穂市の市内巡回バスの利用料金は1回100円、また、福崎町の町内循環バスは無料であることから考えても、料金を引き下げるべきであると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、お答えを申し上げたように、いろんな形で福祉というものを総合的にやっていかなきゃいけない、そして片方では財政ということも考えていかなければならない。そういったことで、そら料金というのは安いほうがいい、サービスは多いほうがいいという、それはわかるわけですが、トータル的に考えれば、現行でしばらく行かなければいけないのではないかな、そのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） では、次の運行範囲の拡大についての再質問をいたします。

外出支援サービスの目的は、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上に役立てるといふふうに、外出支援サービス実施要綱の第1条に書いてあります。買い物に行けなければ自立はできません。なぜ、買い物のために利用することができないのですか。また、山崎文化会館にも行くことができない、何とかならないだろうかという声を利用者の方から聞いているのですが、なぜ行けないのですか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 運行範囲の関係ですけれども、やはり福祉サービスということを表に出してますと言いましょうか、重点に考えておりますので、ある程度限定させていただき、在宅福祉サービスを提供する場所ですとか、また医療機関、そういった部分に限っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 買い物は自立に役立つって言ってるんです。また、文化会館に行くのがなぜいけないのかわからないんですが、そこを具体的にお答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） ほかに福祉に関するサービスはあろうかと思えます。例えば社会福祉協議会が行っております福祉有償運送事業、そういったものも利用していただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど私が言いましたのは、ほかに利用するところがありませんかとお尋ねしたんじゃないんです。なぜ自立のための買い物に行けないのか、なぜ文化会館に行けないのかということをお尋ねしてるのですが、もう一度お答えください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 公共交通の利用困難な方、こういった方を対象に考えております。そういった意味におきまして、具体的に運行範囲というんですか、目的、そういったものを限らせていただいております。

なぜ買い物がいけないのか、また文化会館がいけないのかということにつきましては、やはり福祉サービスというようなこと、また医療の提供、そういったことを重点に置いて運行目的というんですか、行き先を限らせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 外出支援サービス実施要綱第1条に、外出支援サービスの目的は自立と社会参加の促進というふうに書いてあるんですけども、決して保健福祉の向上だけには限られない、この条文からしますとそのように受け取るんですけども、どうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） あくまで公共交通の利用困難な方に対する外出支援サービスということにさせていただいております。また、在宅福祉サービス、先ほども言いましたように、医療機関とかなんですけども、医療機関など行かれたとき、そのときに買い物等に行かれて、また帰りに外出支援サービスを利用させていただく、そういったことも可能じゃないかなと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、そういったことは可能であるということで、また皆さんにも、ぜひお知らせをお願いしたいと思います。

それと、続きまして、外出支援サービス事業実施要綱には、第3条で、対象者の居宅と医療機関との間の送迎が事業内容というふうに決めてあるんですけども、第5条で事業の運行範囲は宍粟市内とするとあるものですから、医療機関が姫路市の場合、利用できないというふうなことになってしまいます。姫路市の場合でも利用できるようにするべきではないですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） できる限り市内の医療機関で治療を受けていただきたい、そういった意味もありまして、市内ということになっておろうかと考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続いて、運行日と、あと運行時間の変更についての再質問をいたします。

自立と社会参加を促進するための行事などは日曜、祝日に行われることが多いです。日曜、祝日も利用できるようにするべきであると思っております。どうですか。

また、防災センターや文化会館の利用の終了時間が10時というふうになっております。現在の外出支援サービスの実施時間は6時までとなっておりますので、夕方からのいろいろな行事には帰りに外出支援サービスが来てもらえないので、夕方からの行事が参加できなくなります。利用終了時間を10時まで延長するべきだと思

ますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 利用時間帯、また利用日、日曜日とか祝日の関係ですけれども、これ、この外出支援サービス事業、いろんな事業者に委託しているという形になっております。事業者によっては日曜日であるとか、また時間外の対応、困難な事業者もあると思います。そういった意味で、営業の時間帯ですとか、日曜、祝日の利用は御遠慮願っていると、そういった状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 続きまして、余り時間がないものですから、利用申込方法の変更について、再質問させていただきます。

この外出支援サービスは事前予約というふうになっておりますので、急に必要になっても利用することができません。

平成22年度の外出支援サービス事業の登録者数788人というふうに当局のほうからいただいた資料に書いてあるんですけれども、そのうち知的に障がいのある方が持っておられる療育手帳A、この交付を受けた人の利用者が2人、たった2人です。また、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方で登録をしておられる方はゼロ人、ありません。これは恐らく事前予約となっておって、急な利用ができないということが一因であるのではないかと思います。やはり障がいの特性で、急に体の調子が悪くなって外出ができなくなったり、また、逆に体調がよくなって外出してみようかなというふうに思われることもあるのではないかと思います。私は、そんなときに利用できるように、急な利用も利用できるようにするべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 原則事前予約という形をとっております。当日の予約というんですか、申し込みはできないということなんですけれども、これにつきましては、最初に市長のほうから答弁もありましたように、事業者は運行計画を立てております。そのために、急な申し込みのために運転員を待機させておくとか、また車を待機させておく、そういったところに経費もかかります。そういった意味で、事前予約という形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 事業者が運行の予定を立てているので、今まで申しました

こう改善してほしいというところは、事業者がこうなのでできないというふうに言われておるんですけれども、今回、事業者が5社というふうにふえております。この5社で、先ほど私が言いましたようなことをしっかりと話し合われて、こうできないかというふうに問いかけられたことはあるんですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 事業者に具体的な投げかけというんですか、そういった問題については照会しておりません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それをしっかりと事業者に対して話してもらえれば、今、私が申しました改善点、何とかなる点が出てくると思いますので、それをしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） この件につきましては、事業者の御意見等、伺ってみたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、最後のこの利用対象者の拡大ということについて、再質問させていただきたいと思うんですけれども、平成22年度の外出支援サービス事業の登録状況ということで、ここに当局のほうから資料をもらっております。

まず、第1番目、全体の登録者数788人、それで、まず身体障害者手帳1・2級、または3・4級の下肢もしくは体幹機能障害の交付を受けた人、これは167人。それから療育手帳Aの交付を受けた方で登録されている方が2人、それから精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方で登録されている方がゼロ人、それから、介護保険の要介護認定者及び要支援認定者などで登録をされている方が575人、それから腎臓機能障害による身体障害者手帳を所持し、人工透析を受けている人、これで登録されている方が44人というふうになっております。これで見ますと、介護保険の要介護認定者と、それから要支援認定者で登録をされている方が全体の7割を占めておりますが、このことについて、どのように分析をしておられますか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 登録者数ですけれども、議員おっしゃいましたとおりの登録状況となっております。介護保険の要介護認定者、あるいは要支援認定者

の約7割ということなんですけれども、これにつきましては、すべての方が外出支援サービスを利用される状況なのかどうなのか、また、家族なり御自身で外出できるのかなど、そういったところもあるんじゃないかなと思っております。正確に要介護認定者なり介護認定者、その方がどのような状況であるのかなどいうところは現在把握いたしておりません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 7割が介護保険の要介護認定者及び要支援認定者となっております。また、療育手帳Aの交付を受けた方がたった2人、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方が、サービスがあるにもかかわらず、全く使われていない、これはどのように分析しておられるんですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） この件に関しましては、本年度障害者福祉計画、これ策定の予定なんですけれども、この際、アンケート調査、詳細に分析して事情を把握したいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それで、私がちょっと聞いてきたところでは、療育手帳Aの交付を受けた方がたった2人ということで、なぜこんなに使われないのかということで聞いたんですけれども、これはまず、この制度があること自体を知らなかった、これは高齢者の制度だと思ってた、そういうふうに言われたわけなんです。ですから、今後、こういった知的に障がいのある方の集まりがあるような場合、この外出支援サービスという制度がありますよということを必ず伝えておいてもらいたい。知的に障がいがある方の御家族からも、このことをしっかりと当局に伝えておいてくれと言われたので、ここで申し述べておきます。

それから、また知的に障がいのある方が外出支援サービスを利用する場合、やはり事前申し込みというのがちょっと大変やと。急でも利用できるようにしてもらいたいということもありました。それから、できたらその外出支援サービス者に親ではない介護者をつけてもらいたいということもありました。これも事業者に相談を持ちかけていってほしいなと私は思います。

それと、その療育手帳Aのみと限られてますけれども、それはやはり療育手帳を所持している方というふうに変えてもらわないと車を運転できない、移動ができません。

いというのは手帳の等級にかかわらず同じ悩みを皆持っておられます。その辺のところもしっかりとよく聞いて、「療育手帳所持者」ということで考え直してもらいたいと思います。

また、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方となっておりますが、この1級の方というのは宍粟市内全域で19人しかおられないわけなんです。この外出支援サービスは、精神に障がいを持っておられる方、たった19人のサービスというふうなことになってるんですけども、このことについてはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 対象者が療育手帳Aの交付を受けた方、また精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方、Aとか1級というふうに重度になっております。これにつきましては、制度発足当初ですか、その時点で近隣市町等を勘案しながら、こういうふうに対象者を絞ってきたのではないかなど考えております。以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） これも精神障害者の御家族の方とか、また、御本人の方などからも常に要望が出ていると思うんです。精神障害者保健福祉手帳1級のみにするのではなく、2級までにしてくれという要望がずっと出ていると思うんです。そして、2級の方も入れましたら、2級の方が67名おられます。やはりここは入れていけないといけないと私は思います。移動ができないという点においては、等級は関係ないんです。ただ、移動ができないという点において見てもらいたいと思いますので、「精神障害者保健福祉手帳を所持している方」というふうに変えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 議員おっしゃることもわかることはわかるんですけども、やはり福祉サービス、これにつきましては、利用料等も含め、全体的に考えていかなければならないと思っております。現在の時点で療育手帳の交付を受けている方とか、また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とか、そういった形で対象を広げるといいますか、そういったことは現時点では無理ではないかなと、そういうふうにご考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど、登録者数、私が言いました。療育手帳のAの登録者はたった2人、また精神障害者保健福祉手帳1級の登録されている方はたったゼロ人。等級を変えないということは、このままで置いておくということなんですか。これに問題があるとは思われないんですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 対象の範囲をどうするかということなんですけれども、これについては広げる、広げないにかかわらず、検討はする必要があるんじゃないかなと、そのようには考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 決して利用者がいないわけじゃないんです。利用したいけれども、この制度のままでは利用できないということなんです。ですから、しっかりと、先ほど言われましたように、本気で検討していつてもらいたいと思います。どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 広げる、広げないにかかわらず、どのように制度としてあるのが望ましいかなと、そういったことは検討したいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 宍粟市の公共交通が今、確立されようとはしているんですけども、なかなか進んでおりません。その公共交通のかわりとして、多くの方がこの外出支援サービスを使っておられる状況もあると思いますので、公共交通が確立するまでは、この宍粟市の外出支援サービスに本気で取り組んでももらいたい。しっかりと登録状況とか、あるいはいろんな人たちの意見を聞きながら充実していったものにしてもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） この福祉サービスというのは非常に、負担とコストと、非常に議論が分かれるところがございますけれども、いろいろいただきました意見につきましては、担当部長から答えましたように、検討してまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 今、岩崎副市長が宍粟市の地域公共交通活性化協議会会長をずっとされて、そして公共交通の確立に向けて頑張ってくださいってるように思う

んですけれども、私が一つだけ気になることがあるんです。それは、平成18年6月の議会においてなんですけれども、このとき、岩崎、現在の副市長は福祉部長をされてたんです。それで、この時点で山崎町の外出支援サービスというのは、料金も安いし、利用対象者も非常に広がっていたわけなんです。そんな中で、そのときの福祉部長でありました岩崎福祉部長が、外出支援サービス、現状におきましては旧山崎町管内のサービスが非常に突出しておる状況でございますと、これを何とか考えていかなければならないということで、どんどんとサービスが減少していったわけなんです。サービスの範囲が狭められていったわけなんです。このようなことがありましたので、このようなことを絶対に行わない、本当にみんなのためになるような地域公共交通を確立して行ってほしいと、私は副市長に要望するのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） その当時、個人的な見解を申したかどうかはっきりしませんけれども、事実としては、合併以来、各、それぞれ4町の外出支援、あるいはこういったサービス、非常に乖離がございました。やはり公平性からも統一すべきということで、調整をさせていただいておるところでございます。しかしながら、おっしゃいますように、宍粟市におきます公共交通を絡めまして、やっぱり最低の交通形態、一番のところを支援するのがこの制度ではないかということをお我々も考えておるわけでございますので、そういったことも深く検討しながら、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市民の立場に立って、しっかりと検討して行って、実行して行ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のために暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午前 11時40分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 6番、福嶋です。通告書に基づいて一般質問を行います。

これまでの中で、再質問、あるいは再々質問のようなこともあると思いますが、2年間というものを振り返りまして、そしてやはり宍粟市にとって行財政改革というものが一番だと考えて、質問をしたいと思います。

行財政改革について。行財政改革大綱に記されているように、山積する課題を克服しなければならないと思います。特に、これからの地方自治体は自己決定、自己責任の行政運営となり、厳しい財政状況の中で財政の健全化を目指さなければなりません。言うはやすし行うはかたしという言葉がございませぬ。言葉だけが先歩きして、実行が伴わなければ成果は見えてきません。市民、行政、議会が同一方向に向けて力を合わせて頑張る時期に来ています。宍粟市のリーダーは、リーダーシップを発揮し、幅広く市民の皆様の意見に耳を傾けることが大事だと思っております。また、的確に、できる限り敏速に力強い判断をしなければならないと考えています。

1、波賀、一宮の給食センターの統合による機能集積が当初より2年おくれとなり、年間2,000万円、計4,000万円の支出が継続することとなります。これについて答弁を求めます。

昨年9月議会に提出された第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、第28号議案、宍粟市下水道条例及び生活排水処理施設条例の一部を改正する条例が、当初の平成23年4月1日実施より大きくおくれ、平成24年1月1日実施となったことをどのようにとらえていますか。

三つ目に、学校規模適正化、幼保一元化は大人にとっての適正ではなく、子どもたちにとっての適正であると確信しています。給食センター統合の件や下水道の件が悪影響を及ぼすのではないかと懸念しています。これについて答弁を求めます。

4番目に、以前の質問で、平成17年4月1日の行政職員数は550名、平成22年4月1日で466名と聞いていますが、最終的に適正な行政職員数は何名くらいだと考えていますか。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 斉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 福嶋議員の御質問にお答えをいたします。

行政改革全般にわたっては、今質問のとおりであるというふうに私も認識をいたしているところであります。その中で、上下水道料金改定が大きくおくれ、実施と

なったことについてであります。これにつきましては、先般の一般質問、そしてまた、きょうもあったわけでありましたが、お答えをいたしたところでございます。

この問題につきましては、何回も申し上げておりますが、不公平なことに對する是正というのはできる限り早期に行う必要があると、こういった信念のもとで行ってきたところでもございます。施行日がおくれたということにつきましては非常に残念でありますし、また、財政上もそうした負担があるということでもございます。今後におきましては、この不公平是正とあわせて、高齢者世帯でありますとかひとり暮らしでありますとか、いろんな形で福祉の観点において条例をまた制定をさせていただきながら、できるだけ優しい、そしてまた公平な料金体制ということにしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、行政職員の数字であります。長期的で持続可能な行財政運営を行う上で、人件費の効率化を図ることは避けて通ることができないものでもございます。

このため、病院職員、消防職員等、人員削減が困難な職場以外につきましては新規採用者の抑制を行うことも行いながら、平成23年4月1日では行政職員数は448人で、平成17年度と比較いたしますと102人の削減となっております。

今後の職員数につきましては、住民サービスを維持しつつ、組織機構の見直しや事務分掌の整理、合理化などにより削減をする予定であります。国、県からの移譲事務の増、財源の減少など、さまざまな課題があり、適正な職員数につきましてはなかなか難しい、示しにくい状況ではあります。

しかしながら、合併特例によります交付税措置が平成28年度以降、縮減をしていきますことから、平成28年までに行政職員数については当面の目標として合併時に対して120人の減、おおむね430人程度となるように、とりあえず人件費の削減に取り組んでいく所存であります。

なお、広域な面積を有しているなど特殊事情がありますが、県内の類似団体と比較してみますと15%程度多い状況から、今後においても民間へ委託できる業務については積極的に推進するなど、さらなる減員に努め、効率的な行財政運営を目指したいというふうに考えております。

以下の問題につきましては、教育長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 給食センターの部分と、それから学校規模適正化、幼保一元化の部分につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、給食施設の機能集積につきましては、行政改革の取り組みとして早期の実

現が求められております。そういう中で、平成22年4月実施を目標に、いろいろ地元説明を開催し、理解を求めてきたところでございます。

その説明会の中で、食育の問題、あるいは経費削減の問題、地産地消、あるいは給食配送等への環境の問題、そういういろんな御意見をいただいたわけですが、それらを整理し、また具体的に実地検証等を行いまして、その結果につきましては、意見にお答えをするというような形で御報告を申し上げておるところでございます。いずれにしましても、これまで十分時間をかけて理解を求めてきたところであり、今後、早期に24年4月の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、学校規模適正化、あるいは幼保一元化でございますけれども、議員指摘のように、少子化に伴う社会の急激な変化の中で、子どもたちの教育環境、保育環境、よりよい教育・保育の環境を確保するというのが、この最大の目的でございます。

今後におきましても、学校規模適正化、幼保一元化、それぞれ重要な課題として地域で懇談会を重ねまして、実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） まず、給食センターの統合のおくれによること、それに端を発して、そうしたことで合併後6年が過ぎても下水道料金というものの改定が決定しなかったことと、何か私はそういったつながりがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは別個の問題でございますので、つながりは特にはないと、私は思っておりますけれども。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 議会というものは、これは議会に提出すれば議決により何事も決定します。そうした意味において、議員というものの責任は重いと思っております。しかしながら、市長として、やっぱり市のトップとしての、これだけとはいうか、この水道料金というものの改定に向けてという、その強い何か気持ちというか、やっぱりそういうものがあらわれなかったというか、見えなかったような気がするんですが、今後、やっぱり東日本大震災による復興支援が、これ膨大なものに多分なると思うんですね。そうしたことで、少しずつ上向っていた経済とかそういったも

のも、震災後、落ち込んでいます。それによって、そういった中での財政の健全化ということは、これまで以上にこれは強い気持ちを持って、できるだけ早く決定をし、そしてその成果を出すということが必要であると思うんですが。

そういうことによって、地方交付税とかそういったものの減少というものがあるんじゃないかなというようなことを懸念してますが、そういうことについても何か。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 上水道、下水道の問題については、これは何回も申し上げているとおりであります。このままほっておいたら財政面もありますし、不公平なことになるわけでありまして。そういうことから、あえて私は提案をしたわけでありまして。そのこと自身が一番大事ではないかなというふうに思っております。このままほっとけばほっとくほど、財政状況は悪くなるわけでありまして。そういう中で、けさほどの一般質問にもお答えをいたしました。物事によっては議会で十分いろんな角度から議論をしていく、そして議論の中で、その議論を皆さんに知っていただきながら判断する問題もあるだろうと思います。それから、そうでなしに、いろいろ積み上げてきて、最終的に議会で議決する問題もあるだろうと思います。

私はこうした問題については、やはり議会で、いろんな角度から議論をしていただく、そしてその議論を市民の皆さんに知っていただく、そして決定をしていくことが正しいというふうに私は思っております。そういうことで、提案をして、せんだって議決をいただいたわけでありまして。あとは、今後は、先ほど申し上げましたような方々にとって負担とならないような条例等の整備を行って実施をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 先ほども申しましたけれども、学校規模の適正化、あるいは幼保一元化というものは、これはさきの質問の中にもありましたですけども、さまざまな大人たちの意見を聞いて、それを教育委員会は取り上げているのかというような質問がございましたけれども、何回も言いますように、大人たちのための適正化、あるいは一元化ではないという、子どもたちの現在、あるいは特に将来において子どもたちに何が一番いいかということをも最優先して考えて、そしてそこをきっちり説明をして、説明、説得をするというか、そういうふうにするべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘のように、まさに学校規模適正化、幼保一元化につ

きましては、まさにこれからの子どもたちの教育・保育環境をどう保証するかということが大前提でございます。そういう意味で、その子どもさんたちを育てられております保護者の皆さんや地域の皆さん、そういう方々にいろいろ理解を求めておるところでございます。そういう中で、基本的にはまず、例えば学校というのは、学校はまず子どもの教育のためにあるんだという、そういう前提があり、幼保一元化につきましては、いわゆる子どもたち、社会の変化の中で保育、あるいは教育環境をどう整えていくかという、そういう部分でいろいろ御説明を申し上げておるところでございますので、議員御指摘いただいておりますように、子どもということ、それを大前提に、今後も十分説明をし、理解を求めて、早急にこの適正化、あるいは幼保一元化の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 幼保一元化ですけれども、先ほどと重なる部分もあるかと思いますが、御承知のように、文科省と厚労省という、国の中で二つの管轄というものがあまして、そうした、私に言わせれば大人の勝手に幼稚園と保育園、あるいは保育所に子どもたちは分けられたと。そして、このたびそういったことが一つになろうとしているわけですね。小学校になったらこれ一つになるんですね。だから、一つになることということは、私はごくごく当たり前のことだというふうに考えております。だれにでも同じ機会を与えられる、すなわち、教育とか保育に対する機会均等、これにつながるとお思いますので、今後、そのつもりでできるだけスピードアップをしてやっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いわゆる文科省と厚労省の部分につきましては、我々が目指しておるのは認定こども園という形でございます。いわゆる一つの施設の中に幼稚園の機能を持ち、あるいは保育所の機能を持つ、両方の機能を兼ね備えたという形でこども園ということを進進していこうというのが、市の基本的な考えでございます。議員御指摘のように、いわゆる子どもの教育、保育環境が非常に変化しておりますし、保護者のニーズも多様化しております。そういう中で、あるいは少子化の問題もあります。そういうような、いろんな環境が非常に急速に進んでおるといような状況がございますので、御指摘のように、できるだけスピード感と言いますか、そういうものを持って推進をしていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 次に、職員数のことについて、質問したいと思います。

先ほど市長より、17年より102人減だということで、今後、120人まで減らして  
って、430人というふうなことを言われましたんですが。先日の岸本議員の質問だ  
ったと思うんですが、その答弁の中で、職員数を余り減らすという部分は賛成では  
ないというか、組織が生き生きと働けるというか、そうしたことが大事だというふ  
うに私は解釈したんですが、その点、間違いないでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 職員数を考えるときに、私が申し上げたことは若干違って  
るんじゃないかと思えます。私が申し上げたのは、先に職員を何人減らすというこ  
とで始まることよりも、組織機構が、まず合理的に動くということから入って  
いて、当然に人員が減っていくということのほうが私はいいんじゃないかと、こ  
ういうことを申し上げたわけでありまして。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） これは前にも申し上げたことなんですが、この近くの人口が  
10万人以下の都市ということで小野市のお話をさせてもらったことがあります  
が、小野市は人口100人に対して0.57人という職員であるという、そうしたこ  
とを宍粟市に置きかえてみますと、約250人ということになりますね。だ  
けど、この話も前にさせてもらったと思うんですね。250人であるけども、  
250人で、地形も違うし、だだっ広いこの宍粟市では無理だろうと。だから、  
この大綱の中でそういったことを。例えば給料の減額によって3億7,000万  
円というものが出てますね、あるいはこういったことは、私ちょっと自分  
なりのこれ解釈なんです、国家公務員とか、あるいは、そういうなど、  
国県の減額というものを見通しての額で、そういったものを算出されたん  
じゃないかなというように思うんですね。それで、私の中では、例えば先  
ほど、またもとへ戻りますが、250人にしてくださいなんていう話は、こ  
れは毛頭ありません。ただ、例えば1人当たりの平均が600万円と、年  
間給料ですね、すると50人で3億円という。できれば私的には、今後、  
100人ぐらいの削減という中で、やっぱり350人ぐらいの人数にすべき  
じゃないかなというもの、これはあくまで目標ですからね、目標を持って  
やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 何人が正しいかというのは、今、議員もおっしゃ  
ったように、面積でありますとか、あるいは交通の状況なり、あるいはその  
市、町の地形なり、いろんなことがあるわけでありまして。しかしながら、  
人件費が占める率が非常に高

いということがございますので、できるだけ効率的な業務体系というものをつくりながら、そうした努力は続けていきたいというふうに思います。

それからまた、具体的な取り組みにつきましては総務部長のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 市長が申されましたように、当面の目標は、合併時で目標を立てました120人の減、約430名を目標にいたしております。ただ、先ほど来、小野市の例も挙げられまして、お話がありますとおり、兵庫県下に29の市がございしますが、小野市さんは特に面積も非常に狭い、そして行政効率もいいということで、250名というようなことが実現をしておるのではないかなというふうに思っております。

ただ、県の中で類似団体という項目がございまして、例えば篠山市さんであれば、先ほど0.57人と言われましたのが1.11人、それから加西市さんも類似団体でございしますが、ここが1.43人とか、面積とか行政の中身で非常に大きな違いがございします。当宍粟市は県内でも2番目に面積が広い、また、いろんな市民サービスの関係から市民局機能もございします。そういったことから、今のところ、1人当たりの人数は非常に多い状況でございしますが、今後、市長が申されましたように、行政改革とは限りがない、いつまでたっても目指さなければならないという視点がございしますので、類似団体により近づくようなサービス、行政組織をつくりながら、15%程度の削減は視野に臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 代表質問で岸本議員も言われましたし、またお隣の東議員も言われましたように、市長にとってこれから大変厳しい状況の中ではありますが、やっぱりリーダーシップというものを十分に発揮していただいて、そして頑張っていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（岡田初雄君） 答弁はよろしいか。

以上で、6番、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして、一般質問を行います。

まず、宍粟市の防災対策並びに防災対応について、お尋ねをいたします。これは

大きく1点お尋ねするわけですが、小さい区分の1点目といたしまして、自主防災組織の強化について。

平成7年の阪神・淡路大震災以来、自主防災組織の重要性が叫ばれ、以来、宍粟市においても組織づくりを推進し、平成20年からは全自治会長あて、毎年文書で組織表の提出依頼をされておりました。また同時に啓発もされておりましたが、現在取りやめになっているのではないかと思います。自主防災組織の構成員は毎年変動があるため、組織表や年間計画表を毎年作成し、公開することにより、住民の皆さんが認識され、対応できると思います。また、提出内容の修正指導も必要ではないかと思います。今までの提出率、また修正率はいかほどか、わかっておればお答えいただきたいと思います。

2点目、防災訓練については、各町単位で毎年自主防災組織主体で実施されております。訓練内容に大きな変化が見られず、マンネリ化の傾向にあるように思います。そこで、近年各地で発生している想定外的な災害を想定した訓練とか、年齢に関係のない、市民のだれもが気軽に参加できるような訓練にするとか、もう少し防災について工夫をしていくべきではないでしょうか。例えば、引原ダムの決壊による大がかりな避難・救助訓練とか、市職員全体による非常招集訓練とか、訓練の対象者を変えていくことにより、市民全体の防災意識の高揚が図られると思いますが、いかがでしょうか。

3点目、多規模災害が発生したときには、住民への避難勧告等の判断伝達が必要であり、避難していく上においても、災害の種別によって避難所の場所も変わってくるものと思われまます。現在、自主防災組織が第1避難所として指定している場所の安全性や市が指定をしている広域避難所の安全性を把握しておりますか。これは耐震性、さきにも申しましたが、引原ダムの決壊等による水没地域等、こういったものを勘案してお尋ねをいたしたいと思います。

大きく2点目、市の危機管理基本方針についてお尋ねをいたします。

1点目、近年日本各地で発生している緊急の事態に対して、あらゆる危険を想定して、それらに対応できる対策づくりが必要とされておりますが、現在、宍粟市で想定されている危機の種類と、担当部局は決まっておりますか。その危機に対応する各個別の対応マニュアルなどの作成はされておりますか。作成されておれば、市のホームページ等で住民に周知すべきではないかと思います。いかがでしょうか。

小さく2点目、宍粟市の災害情報通信機器として、フェニックス防災システムや兵庫県衛星通信ネットワーク等が3階の庁議室周辺に設置され、災害対応をされて

おりますが、この4月の異動で防災に関係する部局がわかりにくく、緊急時の対応が十分にできるかどうか、疑問に思います。どのような運営をお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

小さく3点目、宍粟市においても国民保護法に基づき国民保護計画が制定されておりますが、運営していく上での特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱などは制定されておりますか。また、サイレン音や緊急地震速報なども訓練等を通じて広く市民に知らせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次、防災センターの運営についてお尋ねをいたします。

これは旧山崎町時代に、上木町政の目玉として18億円ぐらいの多額の費用をかけて建設された防災センターも開設から11年が経過しますが、各種防災機器も老朽化し、更新時期に来ているのではないのでしょうか。また、今の利用状況が集会等の貸し館的な運営のように思われます。本来の宍粟市の防災を目的とした運営をしていくには、職員の育成方針や事業運営などをしっかり持って推進していく必要があるのではないのでしょうか。長年不在だった館長をこのたび常駐で採用されたようですが、どのような目的をもって充実強化しようとしておられるのか、今後の運営方針をお聞かせいただきたい。

また、防災センターに必要な防火管理者や危険物取扱責任者が長年にわたり名義借りのような運営をされており、危機管理意識がないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 木藤議員の御質問にお答えをいたします。

自主防災組織の強化につきましては、平成21年度の台風9号災害を検証する中で、自主防災組織緊急育成支援事業の補助率の引き上げによる自主防災設備の充実や自主防災活動促進事業による自主防災マップの作成促進を行ってきたところであります。

また、曲里自治会自主防災会におきましては、国交省の指導を得まして、自治会内を歩きながらマイ防災マップ、地区版防災計画が作成をされまして、掛保川護岸への自主避難の目安線の設置や防災訓練が実施をされたところであります。この取り組みの成果から、5月11日の梅雨前線と台風1号による河川の増水に対して、いち早く自主避難が行われたところでもございます。災害初動時に住民の皆さんを安

全に避難誘導するためには、自主防災組織の強化が不可欠でありまして、各種支援策を継続をしながら、先進的な自主防災組織の取り組みを広く周知をし、自主防災組織の強化、育成に努めていきたいというふうに考えているところであります。

あとの危機管理の基本的な考え方、防災センターの運営等について、担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 私のほうから、詳細についてお答えさせていただきます。

まず、組織表の提出についてですが、平成21年台風9号の反省に基づき、自治会と行政が直接、相互に連絡できるよう、自主防災組織連絡員を平成22年度から創設いただきました。各自治会、数名の連絡先を確認させていただいております。これに伴いまして、各自主防災会からは組織表の提出を省略させていただきました。

しかしながら、組織表や年間計画表、自主防災マップの作成については、引き続き取り組んでいただけるよう、自主防災活動促進事業に重点を置いて取り組んでおります。また、その必要については、自治会長会、ふれあいミーティング、ホームページなどで啓発を図っておるところでございます。

議員御指摘のように、組織表を作成、提出することが防災意識のさらなる啓発につながるということもございます。今年度から連絡員の確認とあわせて提出をしていただくよう、お願いしたいと考えております。

なお、組織表の実績についてですが、平成20年、平成21年につきましては、おおむね各自治会から、自主防災会から組織表をいただいておりますという現状がございます。

次に、防災訓練ですが、避難所への避難訓練、消火栓、消火器による放水、消防団による連結放水など、各自主防災や市民局で毎年防災訓練が実施されておりますが、火災、地震、水害、災害等の種類を限定した全市統一の訓練、被災による情報網の切断を仮定した情報伝達、情報収集に係る訓練など、新たな企画も必要と考えております。今年度から少しメニューも変えてみたいというふうに考えております。

次に、避難所の安全性の把握につきましては、今年度に見直しを行います防災計画とともに、避難所として使用できるかどうか、再検討をしたいと思っております。

現在、夜間の点検によりまして、防災経路、照明の必要性の確認作業をしております。立地条件、施設の状況など、詳細な確認作業を現在実施中でございます。立地条件等を含め、今後検討して、避難所の選定を行いたいというふうに考えており

ます。

次に、危機の種類と担当部局についてですが、現在の体制ではすべての危機管理、一元的に市民生活部が担当しております。今後、危機の種類等によりまして、効率的、効果的な対応部署を検討し、指針を作成していきたいというふうに考えております。

次に、災害情報通信機器を操作する防災係と消防安全係については、災害時に水位、気象情報等がスムーズに行えるよう、現在機器が3階にございますが、係の配置も3階に配置して、緊急時に即対応できるようにしております。

続きまして、国民保護計画の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱は現在、整備できておりません。早急に、また対応していきたいというふうに考えております。国民保護計画に基づく緊急通報システム、整備はしておりますけれども、現在、消防庁のシステムのほうに障害が若干起こしております。ですから、向こうからの通信が若干入ってこないというような状態にございます。調整がつき次第、周知を行っていきたいというふうに考えております。

次に、防災センターの事業運営についてですが、通常は防災教育の拠点施設、防災資機材の備蓄基地として、災害時には山崎地域の避難所拠点、市役所自体、被災を受ける場合もありますので、サブセンターとしての役割を担っていると考えております。今後は、臨時職員ではありますが、館長を中心に管理運営を充実させ、防災教育の充実に努めていく予定でございます。御指摘のあった防火管理者や危険物取扱責任者についても、センターの職員が担えるようにしたいというふうに考えております。

施設の老朽化につきましては、定期点検、修繕等を継続して行っており、予算の範囲内で営繕に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 簡単に、順次再質問させていただきます。

まず、年間計画表ですね、これ現在は省略しておるということですが、将来的には考えていきたいという答弁であったかのように思いますので、これは大事なことです。ですから、必ず検討して、実施に向けて実現を図っていただきたいというふうに思います。

それから防災訓練ですが、市長のほうから曲里を例に挙げられて答弁をいただきました。なるほどね、熱心なところは的を射た防災訓練をされておるわけなんです。

ところが、末端の自治会ですね、こういった特に小さな自治会におきましては、自分の所属しております自治会のことを申し上げて悪いんですが、近年、そういった防災訓練をやった経緯がございません。ですから、この広い宍粟市の中で、たくさんの自治会があります、大なり小なり。それがすべて同じような自主防災組織を結成して、計画に基づいて実効ある訓練をされておるかと言いますと、そうではないというふうに思いますので、やはり末端にも行き渡るような訓練、そういったことを担当の中で十分検討を加えていただいて、実行に向けて働きかけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 先ほど2点いただきました。組織表の提出ですけども、これについては実施していきます。

それと防災訓練ですが、これはどうしても自治会との関係もありますし、私も自主防災を見る限り、私も千種のほうなんですけど、大体消火訓練であるとか、そういった決まったような感じも見受けられます。宍粟市1本になった関係もありますので、自治会の防災訓練はもちろんですけども、もう少し広く、広域的なメニューもあってもいいのかなというふうに考えております。ですから、それを御判断いただくのは自治会としても提案できる内容、私どものほうが提案できるメニューをつくり上げる必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） この訓練の中で、特に言いましたように、従来のマンネリ化したような訓練ではなしに、年齢的な層を超えて大きな訓練をやる必要があるのではないかと。同時に、宍粟市は一番北部に引原ダムという大きなダムを抱えております。それは立派なダムですから、決壊の恐れはないにしても、想定外ということがございます。もし決壊すれば、どの程度の範囲に影響が及ぶかと、そういったことも想定しながら、ふだんから周知、また訓練する必要があるのではないかというふうに思うんですが、その点についていかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 当然、それが危機管理でございますので、宍粟市最上流部にダムを持っております。もしも、ダム決壊という状態ではどういう状態になるのかということも想定しておく必要がありますので、当然そこら辺も含めて、それが訓練できるかどうかはまた別としても、情動的には持つておく必要があろう

かと思えます。また、勉強しておきます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） また後へ戻って申しわけないんですが、避難所の件でございますけど、水害と、それから耐震性と、二つの点でお尋ねをしたわけなんです。この第一避難所、市内では数多く指定をされておるだろうと思うんですが、特に河川沿いの避難所については、最前申し上げましたように、やはりダムが決壊した場合に大丈夫なのかと、そういった点、それから山崎断層の中にある当地方の中でいつ大きな地震が来るかもわかりません。それについての耐震性、そういったことを十分に検討されたいと思うんですが、その点についてどうでしょう。早急に考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 2点ほどいただきました。まず、河川沿いの避難所につきましては、現在、夜間の照明も含めて、避難所自体の点検を行っております。当然、河川沿いに隣接しているような集会所等があれば、避難所としては不的確かなというふうに思っております。またそこら辺も、総合的な判断で結論を出していかないといけないというふうに考えております。それと、避難所も80カ所ぐらいはあります。その中で半分ぐらい学校施設もございます。学校施設につきましては、耐震もしておりますけれども、診断しておりますけれども、公民館、集会所等につきましては、耐震がまずできていないというところがございます。とりあえずは水害時等に避難する場所という程度のところかなというふうには思うんですが、これを耐震、今から診断してというのは、また中で、政策的にもまた考えていかんとあかんのかなというふうに思います。ちょっと即答できかねるところがあります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） なぜ私がこれを質問するかと言いますと、ごく最近、東日本でああいう結果になったでしょう。避難所で犠牲になった人がたくさんいるんです。他人事ではないんです。やはり今言いましたように、大きなダム、そして山崎断層の上にある当地方、いつ水害があるか、いつ大きな地震があるかわかりませんのです。ですから、こういっことは難しいと思うんです。しかし、早急に検討しておかんと、あと結果が出てくるんは、想定外の災害であったという言葉なんですよね。何も想定外やないんです。ふだんからこういうことをきっちり守って、計画の中に組み込んできちっと整理しておけば、何でもないことなんです。この点について。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 議員がおっしゃられるとおりで、ふだん、日ごろからそういった危機感、とりあえずどこでも災害が起きるという前提で、避難所にしても何にしても見ていく必要があるかなというふうに思いますし、当然、何もないうちに河川を見るのも、ここではほんらんするなとかどうのこうのというような話、年配の方から聞かされるというのも非常に防災教育の上では役立つかなというふうに思っております。今、議員が言われましたように、避難所がいつ被災に遭うかというところも含めて、今やっております防災計画の見直しの中で、避難所の見直しもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） それではひとつ、大変重要なことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、防災センターについてお尋ねをしたいと思ひます。

この防災センターは、最初の質問で申し上げましたように、旧山崎町が10億円余りかけて、すべて御存じやろうと思ひんですが、地下には大きな免震装置が備わっております。そういった、本当に防災の拠点となる施設です。旧町時代からも、私よく、当時の町長にも申し上げたんです。立派な防災センターありながら、台風による警報、また洪水、そういったものが出て、防災センターで本部を置いた経緯がない。全くもったいない話ですよ。大きな費用を投資して、最前も言いましたように、貸し館的な業務しかやっていない。これ、全く防災センターとは言えない、名前変えるべき、そういうように思ひんですが、まずいかがですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私も山崎町の職員でございましたので、経緯はよく存じております。旧山崎のときは庁舎が鹿沢にございまして、少し距離的にも近うございました。緊急のときには、やはりあそこに対策本部を置くということで整えてまいりました。合併しまして本庁がこちらへ来ましてから、少し距離的に問題があるなという思いもしております。特に本部長が所在する市長室との距離がございまして、物理的に機能を全部どちらかにするということは非常に難しいと。やはりこの本庁舎が主になるのではないかなという思いもしております。ただ、今、部長が申されましたように、サブ的な、第2次的な本部、あるいは避難者の第2次避難所としては有効だろうというふうに考えております。その構造におきましても、やはり市

役所に避難者を入れるということは市役所機能を麻痺させる恐れもございますので、長期に係る避難者については、あの辺で安全な免震装置を持った防災センターで対応したいというところも考えております。ただ、御指摘のとおり、従来、建設時には対策本部を設置するという目的には少し離れておりますけれども、まだまだ利用価値はあるというふうに考えておりますので、そのように検討したいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 今の答弁で大体わかるわけなんですけど、私が言いたいのは、くどいようですが、あくまで名前のとおり、防災センターですわね。近隣にはないですわね。山崎町時代は、この近隣では初めて本格的な防災施設ということで、一つの目玉としてやられたわけなんです。ところが、現在まで目玉になってないんです。目玉抜きの防災センター、全く機能してない。そら建設当初は珍しいから、近隣から見学者が大勢来られました経緯はあります。最近はほとんど来られない。それから、いろんな機器がありますけれども、それも大分老朽化してきている。更新時期に差しかかっているのではなかろうかというふうに思うわけなんです。

それと、4階、5階で会議をしておりますと、1階の地震の体験、震度6、5やったら聞こえないんですけども、7以上になると、4階の会議中でも音が、ごうという音が聞こえるんですわ。あれは設計ミスですわね。と思うんです。

そういう欠点みたいなことを言いましたが、そういうことも中にはあるんです。ですから、最前も言いましたように、館長を置かれたんですが、この館長さんは常勤ですが、嘱託ですか、正規ですか、どちらですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 嘱託でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） これは週3日ですか、4日ですか。

わからんなら後でよろしい、また後で聞きます。ささいなことですから。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 質問の中でも申し上げましたように、従来館長がいらっしやったわけなんです。副市長なんかは御存じやね、大変熱心に運営されとったんです。それから、龍野とか姫路まで講演に行かれた経緯もあるんです。そういう詳しい、熱心な館長があって、その館長がやめられてから、館長がなくなっとったわけですね。それで今度、改めて嘱託で採用されたわけです。個人的なことを言うて悪いんですが、この館長さんはそういう防災とか消防、そういったことに以前かかわった

経緯がある方なんですか、まずその点。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 特に経歴的に防災に関する仕事につかれたということはないようでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 今の話やったら、防災とか消防関係には全く関係のない方が館長としてお勤めになられてるように感じるわけなんですけど、質問の中で言いましたように、これから防災センターとして、館長として、この防災センターの機能を十分発揮できる運営をしていただきたいと思うんですが、その点、部長、どうお考えになりますか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） お答えします。

もちろん、防災センターの役割から言いますと、防災教育、それと情報の発信でございますので、当然そこら辺、館長、臨時といえども、そこら辺はやっぱり職員となられた以上は認識を持ってやっていただきたいと、またこちらも指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 個人的なことを、私、嫌いなんで余り言いたくないんですけど、今の部長の答弁で、そういう経験が全くない方やと言われるんで、ついでに、これは言うていいかどうか、私、ちょっと迷うとったんですが、これはちょっと小耳に挟んだことなんで、館長さんを攻撃するわけやないんですよ、前置きしておきます。パソコンも十分使えない館長さんが来たったんやという話を耳にしたんです。その点について、どういうお考えをお持ちか、お尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 人選には私もかかわりましたので、少し申し上げたいと思います。年齢は50歳にもなってない、非常に若い方でございます。非常に、言いますと体育会系で、かなり活発な方だということで、複数応募がございましたけれども、協議の上、その方に就業をしていただくことになりました。当然あそこにはもしもバスの案内所もありますし、社会福祉協議会もございます。高齢者等が利用される場合もございます。また、一般の貸し館業務として夜間もあるわけでござい

ますので、当然、言われますように防災体験等の指導もございますけど、やはり男性の方に館長として明確な責任を持っていただく体制をとりたいということで、そういうふうの手だてをしました。特に活発な方で、周りの施設の管理等も、私が見る限りではしていただいておりますというふうに感じております。ただ、事務的なところのパソコンについては承知をいたしておりますけれども、必要があれば、そんな技術も取得していただき、また、部長が申しあげました防災管理としての資格も取っていただきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） 副市長、そういうふうに答弁されたので、一応信用します。ですから、質問の中で申しあげた防火管理者や危険物の取扱責任者ですね、これは部長、部長のほうからきつく指導していただいて、許可をとっていただくんですね。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） その予定にしております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） これでもう最後にします。しつこいようですが、今、行財政改革が、多数の議員から毎回一般質問の中で出てまいっております。そういう意味からも、18億円もかけた防災センターが無用の長物にならないよう、今後、適正な管理を求めます。これについて、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘いただいたことを受けとめまして、適正な管理に努めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、3番、木藤幹雄議員の一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月20日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時 5分 散会）